

京都市強度行動障害者支援事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、市域に居住する強度行動障害があると認められる障害者の住居の確保及び支援環境の向上に資するため、障害者支援施設等に対し、京都市補助金等の交付に関する条例（以下「条例」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2章 京都市強度行動障害者支援事業

(定義)

第2条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 強度行動障害者 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号の第4号）に適合する強度の行動障害を有する障害者をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、次条に規定する施設等において、本市が支給決定した強度行動障害者（施設等での受入時において、障害支援区分認定調査等における行動関連項目の点数の合計が10点以上の者に限る。以下この章において「対象者」という。）を新たに受け入れ、障害福祉サービスを実施する場合に、対象者の介護又は支援に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために必要な措置を講じる事業とする。ただし、次の各号に定める場合を除く。

- (1) 過去に、施設等において同一の対象者を受け入れたことがある場合
- (2) 対象者が、同一法人の運営する別の施設等間、同一施設内の共同生活住居間で移転した場合

(対象施設等)

第4条 本事業の対象となる施設等は、次の各号に定める施設又は事業所であって、本市域内に所在するものとする。

- (1) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援

- (2) 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助
- 2 対象施設等は、対象者を受け入れるに当たり、次の各号に示すいずれかの方法により、施設等の職員に、強度行動障害に関する知識を習得させるものとする。
- (1) 京都市発達障害者支援センターが配信する「行動障害支援事業者向け研修動画」を視聴すること。
- (2) 京都市発達障害者支援センターが施設等に対して行うコンサルテーションを受けること。

(交付対象期間)

第5条 本事業の交付対象期間は、各年度4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 本事業の補助対象経費及び補助金額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 準備的対応経費

対象施設等で対象者を受入後180日以内に支出した経費及び受入決定から受入れ前日までの準備期間に要した経費のうち、強度行動障害者の個別の障害特性に応じて必要となる居室や動線等の改修費・修繕費や備品購入費等 受入人数1人当たり30万円を限度に、実費と比較して低い方の額

ただし、同一の施設等や共同生活住居内で居室を移転した場合であって、転室前に居室や導線等の改修や据付け機器の設置等の経費が発生していた場合、転室後の改修や新規設置、移設等に係る費用は交付の対象としない。

(2) 集中的対応経費

生活が安定するまでの間の人的な集中的対応に要する経費とし、支援内容ごとに次のとおりとする。

ア 施設入所支援 対象者1名につき、1日当たり6,000円

(補助上限：受入日を起算とし、180日間(108万円))

イ 共同生活援助 対象者1名につき、1日当たり6,000円

(補助上限：受入日を起算とし、180日間(108万円))

いずれも、「180日間」は、暦日での180日間をいうものとする。

共同生活援助について、体験利用に係る日数は対象外とする。

(交付の申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、京都市強度行動障害者支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書兼申請額内訳書(様式1)を添えて、対象となる利用者の利用開始日までに、市長へ提出しなければならない。

- 2 前項による申請は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律

第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額した金額の範囲で行わなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでないときは、その限りでない。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから、14日以内に申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、文書（第2号様式）により交付条件等を付して申請者に通知する。

（補助金の実績報告及び請求）

第9条 前条による補助金の交付決定を受けた者は、第6条に掲げる経費について、実績報告書（第3号様式）及び請求書に必要書類を添えて、事業完了後速やかに市長へ提出しなければならない。

2 前項による実績報告を行う際、補助金に係る仕入控除税額が明らかとなっているときは、その額について、根拠となる資料を添えて市長に報告しなければならない。

（交付額の決定及び通知）

第10条 条例第19条の規定による交付額の決定は、実績報告が到達してから14日以内に行い、その旨を文書（第4号様式）により申請者に通知する。

（申請事項の変更）

第11条 第7条の規定に基づき本補助金の交付を申請した者は、申請書等に記載した事項のうち、対象となる利用者が転居等により本事業の交付の対象でなくなるときには、速やかに報告しなければならない。

第3章 京都市強度行動障害者集中的支援促進事業

（定義）

第12条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 報酬告示別表 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表をいう。

(3) 集中的支援加算 報酬告示別表の相当規定（次に掲げる規定をいう。）において定める集中的支援加算（ウ、エ及びコにあつては、集中的支援加算(I)）をいう。

ア 第5の5の2

イ 第6の13の8

ウ 第7の13の3のイ

エ 第9の13の4のイ

オ 第10の8の5

カ 第11の12の5

キ 第12の15の7

ク 第13の14の5

ケ 第14の16の4

コ 第15の1の9のイ

(4) 広域的支援人材 報酬告示別表第5の5の2注に規定する広域的支援人材をいう。

(5) 集中的支援 広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となつて行う集中的な支援をいう。

(6) 年度 4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

（事業内容）

第13条 本事業は、状態の悪化した強度行動障害を有する者への集中的支援を行うに当たり、障害福祉サービスを実施する事業所を運営する法人が支出することを要する経費の一部を補助するものである。

（補助対象経費及び補助金の額）

第14条 補助対象経費は、本市が障害福祉サービスに係る支給決定を行った障害者に対する集中的支援（集中的支援加算の対象となるものに限る。）を行った事業所を運営する法人が広域的支援人材に対して当該集中的支援に係る報酬として支払うべき費用（当該広域的支援人材が所属する団体に対して支払うべき場合を含む。）とする。

2 補助金の額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを比較していずれか低い額とする。

(1) 補助対象経費の額から当該集中的支援に係る集中的支援加算として収入することができる額を差し引いた額

(2) 30,000円に当該集中的支援に係る当該広域的支援人材による訪問等の回数（集中的支援加算の算定の基礎とすべき回数をいう。）を乗じて得た額

3 補助対象経費及び補助金の額は、当該集中的支援が開始された日の属する年度（以下「開始年度」という。）内に行われるべき部分について算定する。

4 前項の規定にかかわらず、当該集中的支援が、その開始年度の翌年度に引き続いて行われるべきときは、当該翌年度において行われるべき部分について補助対象経費及

び補助金の額を算定し、当該翌年度に次条第1項による申請を行うことを妨げない。

- 5 前各項の規定にかかわらず、特定の障害者に関し集中的支援が3か月を超えて行われるべき場合における当該3か月を超えて行われる部分に係る補助対象経費及び補助金の額の取扱いについては、予算の範囲内において、別に定める。

(交付の申請)

第15条 条例第9条の規定による申請は、京都市強度行動障害者集中的支援促進事業補助金交付申請書（第5号様式）を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請は、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 当該集中的支援に関し助言、援助等を受けることについて当該広域的支援人材（その所属する団体を含む。）との間で締結した契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項による申請は、補助金に係る仕入控除税額を減額した金額の範囲で行わなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでないときは、その限りでない。

(交付の決定及び通知)

第16条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、京都市強度行動障害者集中的支援促進事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により交付条件等を付して申請者に通知する。

(申請事項の変更等)

第17条 集中的支援実施計画の内容に変更があったときは、その旨を文書によって届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、補助金の交付予定額を変更し、又は補助金の交付を取り消すことができる。

(補助金の実績報告及び請求)

第18条 第16条による補助金の交付決定を受けた者は、集中的支援の終了後（当該集中的支援が、その開始年度の翌年度に引き続いて行われるべき場合にあっては、開始年度に行われるべき部分の終了後）速やかに、京都市強度行動障害者集中的支援促進事業実績報告書（第7号様式）及び請求書に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費（支払が完了していないものに限る。）に係る請求書及び請求明細の写し
- (2) 補助対象経費（支払が完了しているものに限る。）に係る領収書又は振込明細の写

し

- (3) 集中的支援として既に行われた支援の内容を記録した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項による実績報告を行う際、補助金に係る仕入控除税額が明らかとなっているときは、その額について、根拠となる資料を添えて市長に報告しなければならない。

(交付額の決定及び通知)

第19条 条例第19条の規定による交付額の決定は、前条の実績報告が到達してから14日以内に行い、その旨を京都市強度行動障害者集中的支援促進事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

第4章 補則

(関係書類の整備等)

第20条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の収支に係る帳票やその他事業に係る諸記録を整備し、当該経費の経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第21条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは補助金の交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - (2) 補助金を使用せず、又は補助金交付の目的に反して補助金を使用したとき。
 - (3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- 2 補助金の交付を受けた者は、実績報告の後、申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに、その額について、根拠となる資料を添えて市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の報告があつたときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１日から施行し、令和４年４月分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。